

第 46 回日本死の臨床研究会年次大会

利益相反 開示事項

- 1) 報酬額(1つの企業・団体から年間 100 万円以上のもの)
- 2) 株式の利益(1つの企業から年間 100 万円以上、あるいは当該株式の 5%以上保有)
- 3) 特許使用料(1つにつき年間 100 万円以上のもの)
- 4) 講演料(1つの企業・団体からの年間合計 50 万円以上のもの)
- 5) 原稿料(1つの企業・団体から年間合計 50 万円以上のもの)
- 6) 研究費・助成金など(1つの企業・団体から、医学系研究(共同研究、受託研究、治験など)に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金の総額が年間 100 万円以上のもの)
- 7) 奨学(奨励)寄附など(1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間 100 万円以上のもの)
- 8) 企業などが提供する寄附講座(実質的に用途を決定し得る寄附金の総額が年間 100 万円以上のもの)